

平成 18 年 4 月 28 日

各 位

会 社 名 株式会社 加地テック
代 表 者 代表取締役社長 樋口 有三
(コード番号 6391 大証二部)
問い合わせ先 総務部長 藤原 一雄
T E L (072)361-0881

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 18 年 4 月 28 日開催の取締役会において、「定款の一部変更の件」を平成 18 年 6 月 27 日開催予定の第 73 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせします。

記

1. 変更の理由

(1) 公告方法

電子公告制度を新規に採用するとともに、不測の事態に対応するための予備的な公告の方法を定める変更を行なうものであります。(変更案第 5 条)

(2) 単元未満株式についての権利

単元未満株式の権利を明確にするため新設するものであります。(変更案第 9 条)

(3) 株主総会参考書類等のインターネット開示

株主総会において、より充実した情報の開示を行なうことができるよう新設するものであります。(変更案第 16 条)

(4) 取締役の員数

事業規模を考慮し、現行の 15 名から 10 名に減じる変更を行なうものであります。(変更案第 19 条)

(5) 取締役の任期

会社法第 459 条に基づき、取締役の任期を 2 年から 1 年に減じる変更を行なうものであります。(変更案第 21 条)

(6) 取締役会の構成と権限

取締役会を機動的に運営するため、その決議について書面によりその承認を行なうことができるように新設するものであります。(変更案第 22 条)

(7) 取締役および監査役の責任免除

取締役および監査役が期待される役割を十分に発揮できるよう、それぞれの責任を法令の範囲内で減免できるよう新設するものであります。(変更案第 26 条、第 33 条)

(8) 会計監査人

会社法に基づき、機関設計における会計監査人に関する規定を新設するものであります。(変更案第 34 条、第 35 条、第 36 条、第 37 条)

(9) 剰余金の配当等の決定機関

剰余金の配当等を取締役会の決議により機動的に実施できるよう新設するものであります。(変更案第 39 条)

(10) 上記のほか、会社法に基づく株式会社に必要な規定の加除・修正及び移設など、全般に亘って所要の変更を行なうものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

以 上

現 行	変 更 後
第1章 総 則	第1章 総 則
第1条(商号) 当社は株式会社加地テックと称する。 英文では KAJI TECHNOLOGY CORPORATION と表示する。	第1条(商号) 現行どおり
第2条(目的) 当社は次の業務を営むことを目的とする。 1. 繊維機械、風水力機械、産業機械、その他諸機械および鋳鉄鋳物の製造ならびに販売 2. 空気およびガスの圧縮充填ならびに販売 3. 機械器具設置工事、電気工事、とび・土工工事および管工事の請負 4. 上記に付帯する一切の事業	第2条(目的) 現行どおり
第3条(本店の所在地) 当社は、本店を大阪府堺市に置く。	第3条(本店の所在地) 現行どおり
新設	第4条(会社の機関) 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 <u>(1)取締役会</u> <u>(2)監査役</u> <u>(3)監査役会</u> <u>(4)会計監査人</u>
第4条(公告の方法) 当社の公告は、 <u>大阪市で発行される産経新聞に掲載する。</u>	第5条(公告方法) 当社の公告は、 <u>電子公告とする。ただし、事故その他やむをえない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。</u>
第2章 株 式	第2章 株 式
第5条(発行株式の総数) 当社の発行する株式の総数は3,600万株とする。	第6条(発行可能株式総数) 当社の発行可能株式総数は、 <u>3,600万株とする。</u>
新設	第7条(株券の発行) <u>当社は、株式に係る株券を発行する。</u>
第5条の2(1単元の株式の数及び単元未満株券の不発行) 1. 当社の1単元の株式は1,000株とする。 2. 当社は、1単元の株式の数に満たない株式(以下「単元未満株式」という。)に係わる株券を発行しない。但し、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りではない。	第8条(単元株式数および単元未満株券の不発行) 1. 当社の単元株式数は、 <u>1,000株とする。</u> 2. 当社は、 <u>単元株式数に満たない株式(以下「単元未満株式」という。)に係わる株券を発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りでない。</u>
新設	第9条(単元未満株式についての権利) 当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 <u>(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u> <u>(2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</u> <u>(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当を受ける権利</u>

現 行	変 更 後
<p>第 6 条(自己株式の取得) 当社は、<u>商法第211条ノ3第1項第2号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買受けることができる。</u></p>	<p>第 10 条(自己の株式の取得) 当社は、<u>会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。</u></p>
<p>第 7 条(株券不所持制度の排除) <u>当社の株主は、株券の所持を欲しない旨を申し出ることができない。</u></p>	<p>削除</p>
<p>第 8 条(基準日) 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ)に記載または記録された議決権を有する株主(実質株主を含む。以下同じ)をもってその決算期の定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。</p> <p>前項のほか必要があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告して、臨時に基準日を定めることができる。</p>	<p>第 11 条(基準日) 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ)に記載または記録された議決権を有する<u>基準日株主</u>(実質株主を含む。以下同じ)をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>2. 前項に定めるほか、必要があるときは、取締役会の決議によってあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。</p>
<p>第 9 条(名義書換代理人) 当社は、<u>株式の名義書換等の事務を行うため名義書換代理人を置くことができる。</u> <u>名義書換代理人および事務取扱場所は取締役会の決議により選定しこれを公告する。</u></p> <p><u>前項により名義書換代理人を選定した場合には、当社の株主名簿ならびに株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え付け、株式の名義書換、質権の登録、信託財産の表示、株券の交付、届出の受理および単元未満株式の買取請求その他株式に関する事務は名義書換代理人に取扱わせ当社においてはこれを取扱わない。</u></p>	<p>第 12 条(株主名簿管理人) 当社は、<u>株主名簿管理人を置く。</u></p> <p>2. <u>株主名簿管理人およびその事務取扱場所は取締役会の決議によって定め、これを公告する。</u></p> <p>3. <u>当社の株主名簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置き、その他の株式に関する事務は、これを株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。</u></p>
<p>第 10 条(株式の取扱) 当社の株券の種類、株式の名義書換、質権の登録、信託財産の表示、株主のなすべき届出、株券の表示、株券の再発行、手数料、単元未満株式の買取請求、その他株式に関する取扱については、取締役会で定める株式取扱規則による。</p>	<p>第 13 条(株式の取扱) 現行どおり</p>
<p>第3章 株主総会</p>	
<p>第 11 条(招 集) 当社の定時株主総会は、毎年4月1日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は必要がある場合に招集する。</p>	<p>第 14 条(招 集) 現行どおり</p>
<p>第 12 条(議 長) 株主総会の議長は、社長とする。社長に事故があるときは、出席した他の代表取締役とする。代表取締役に事故があるときは、出席した他の取締役とする。</p>	<p>第 15 条(議 長) 現行どおり</p>
<p>新設</p>	<p>第 16 条(株主総会参考書類等のインターネット開示) 当社は、<u>株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところにしたがい、インターネットを利用する方法で開示することができる。</u></p>

現 行	変 更 後
<p>第 13 条(決議の要件)</p> <p>1. 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席株主の有する議決権の過半数をもってする。</p> <p>2. 商法第343条に定める特別決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上で行う。</p>	<p>第 17 条(決議の方法)</p> <p>株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2. 会社法第309条第2項に定める特別決議は、本定款に別段の定めがある場合を除き、当該株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</p>
<p>第 14 条(議決権の代理行使)</p> <p>1. 株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として議決権を行使することができる。ただし、2人以上の代理人を選任し、総会に出席させることができない。</p> <p>2. 株主または代理人は代理権を証する書面を株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。</p>	<p>第 18 条(議決権の代理行使)</p> <p>株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として議決権を行使することができる。</p> <p>2. 株主または代理人は、代理権を証明する書面を株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。</p>
<p>第4章 取締役および取締役会</p>	<p>第4章 取締役および取締役会</p>
<p>第 15 条(取締役の員数)</p> <p>当会社に、取締役15名以内を置く。ただし、取締役に欠員を生じた場合も、法定の員数を欠かず、かつ、業務に支障のないときは選任を行わなくてもよい。</p>	<p>第 19 条(取締役の員数)</p> <p>当会社に、取締役10名以内を置く。ただし、取締役に欠員を生じた場合も、法定の員数を欠かず、かつ、業務に支障のないときは選任を行わなくてもよい。</p>
<p>第 16 条(取締役の選任)</p> <p style="text-align: right;">新設</p> <p>1. 取締役の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2. 取締役の選任決議は、すべて累積投票によらないものとする。</p>	<p>第 20 条(取締役の選任)</p> <p>取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3. 現行どおり</p>
<p>第 17 条(取締役の任期)</p> <p>1. 取締役の任期は、就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時をもって満了する。</p> <p>2. 任期満了前に退任した取締役の補欠として選任された取締役の任期は、退任者の残存期間とする。</p> <p>3. 増員により選任された取締役の任期は、在任取締役の残存期間とする。</p>	<p>第 21 条(取締役の任期)</p> <p>取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2. 現行どおり</p> <p>3. 現行どおり</p>
<p>第 18 条(取締役会の構成と権限)</p> <p>取締役会は取締役の全員をもって構成し、法令に定める事項のほか、当会社の重要な業務執行を決定する。</p> <p style="text-align: right;">新設</p>	<p>第 22 条(取締役会の構成と権限)</p> <p>現行どおり</p> <p>2. 取締役会の決議事項について、取締役(当該決議事項について決議に加わることができる者に限る。)の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が当該決議事項について異議を述べたときはこの限りでない。</p>
<p>第 19 条(取締役会の招集通知)</p> <p>取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対し発する。ただし、緊急のときはこれを短縮することができる。</p>	<p>第 23 条(取締役会の招集通知)</p> <p>現行どおり</p>

現 行	変 更 後
<p>第 20 条(役付取締役) 当社は取締役会の決議をもって、取締役の中から会長1名、社長1名、副社長、専務取締役、常務取締役および取締役相談役若干名を置くことができる。</p>	<p>第 24 条(役付取締役) 現行どおり</p>
<p>第 21 条(代表取締役) 取締役会は、その決議により会社を代表する取締役を定める。</p>	<p>第 25 条(代表取締役) 取締役会は、その決議により会社を代表する取締役を選定する。</p>
新設	<p>第 26 条(取締役の責任免除) <u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であったものを含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p>
第5章 監査役および監査役会	第5章 監査役および監査役会
<p>第 22 条(監査役の数) 当社に監査役4名以内を置く。ただし、監査役に欠員が生じた場合も、法定の員数を欠かず、かつ、業務に支障のないときは選任を行わなくてもよい。</p>	<p>第 27 条(監査役の数) 現行どおり</p>
<p>第 23 条(監査役の選任)</p>	<p>第 28 条(監査役の選任) 監査役は、株主総会の決議によって選任する。</p>
新設	<p>2. <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>
<p>監査役の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p>	<p>第 29 条(監査役の任期) 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p>
<p>第 24 条(監査役の任期) 1. <u>監査役の任期は、就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時をもって満了する。</u> 2. 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任者の残存期間とする。</p>	<p>2. 現行どおり</p>
<p>第 25 条(監査役会の構成と権限) 監査役会は監査役の全員をもって構成し、法令に定める事項のほか、監査役の権限の行使を妨げない範囲内において、監査役の職務の執行に関する事項を決定する。</p>	<p>第 30 条(監査役会の構成と権限) 監査役会は、監査役の全員をもって構成し、法令に定める事項のほか、監査役の権限の行使を妨げない範囲内において、監査役の職務の執行に関する事項を決定する。</p>
<p>第 26 条(監査役会の招集通知) 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対し発する。ただし、緊急のときはこれを短縮することができる。</p>	<p>第 31 条(監査役会の招集通知) 現行どおり</p>
<p>第 27 条(常任監査役、常勤監査役) 1. <u>監査役は互選によって常任監査役を定めることができる。</u> 2. <u>監査役は互選によって常勤監査役を定める。</u></p>	<p>第 32 条(常勤監査役) 削除 <u>監査役会は、監査役の中から常勤監査役を選定する。</u></p>
新設	<p>第 33 条(監査役の責任免除) <u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p>

現 行	変 更 後
	<p style="text-align: center;">第6章 会計監査人</p> <p>新設 第 34 条(会計監査人の選任) <u>会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p>新設 第 35 条(会計監査人の任期) <u>会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> 2. <u>会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。</u></p> <p>新設 第 36 条(報酬等) <u>会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</u></p> <p>新設 第 37 条(会計監査人の責任限定契約) <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間に、同法第423条第1項の責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基く賠償責任の限度額は、48,000,000円以上であらかじめ定めた額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u></p>
第6章 計 算	第7章 計 算
第 28 条(営業年度) <u>当社の営業年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとし決算を行う。</u>	第 38 条(事業年度) <u>当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。</u>
	新設 第 39 条(剰余金の配当等の決定機関) <u>当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める。</u>
第 29 条(配当金の支払) <u>利益配当金は、毎営業年度末日現在の株主名簿に記載または記録された株主、または登録質権者に支払う。</u>	第 40 条(剰余金の配当の基準日) <u>当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。</u>
	新設 2. <u>当社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。</u> 新設 3. <u>前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u>
第 30 条(配当金の除斥期間) <u>利益配当金が、その支払開始の日から満3年を経過しても受理されないときは、当社は支払の義務を免れる。</u>	第 41 条(配当金の除斥期間) <u>剰余金の配当は、その支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払の義務を免れる。</u>